

第8回町工場見本市2022 出展規約

(お申込みの前に必ずお読みください。)

1. 出展申込についての注意

- (1) 申込み締切りは10月4日(月)までです(必着)。出展を希望される方は、申込書に必要事項を記入のうえ、ホームページより申請いただくか、町工場見本市運営事務局(以下「運営事務局」という)までFAXかメールにてお送りください(出展者申込書はホームページよりダウンロードできます)。
- (2) 出展者及び出展内容が、関連法令に抵触するおそれがあるもの、公序良俗に反するもの、特定の政治思想や宗教の啓蒙活動に関連すると思われるもののほか、本見本市の趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合、出展受付のお断り又は出展受付の取り消しをさせていただきます場合があります。受付のお断り、取り消しにより生ずる損害などに対し、主催者は一切の責任を負いません。
- (3) 申込み小間数は1企業あたり2小間までとします。
- (4) 本申込は出展をお約束するものではありません。主催者による書類選考の上、結果を申込者へ通知します。(先着順)
- (5) 出展料の請求書は、出展決定の通知に同封します。出展料を期限内にお支払いいただけない場合は、出展取り消しをさせていただきます場合があります。
- (6) 出展決定の通知を受けた後の出展の取消しは原則として認められません。やむなく出展の取消しを希望する場合は、書面に運営事務局にその理由を提出し、主催者の承認を受けてください。なお、出展を取消された場合には、開催日の1ヶ月前までなら50%、それ以降は100%のキャンセル料が発生します。
- (7) 開催後の出展者実施報告書(年2回程度)は必ず提出してください。

2. 小間位置の決定及び小間の転貸等の禁止

- (1) 小間位置については、出展者説明会において抽選で決定します。抽選に参加できない場合は主催者にて小間位置を決定します。
- (2) 展示効果の向上のために、主催者側で小間図面の変更や再配置を行うことがありますが、出展者は抽選による決定以降、小間位置の変更に対する不服申し立て及び賠償請求は行えないものとします。
- (3) 出展者は、配置決定小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換、又は譲渡することは出来ません。

3. 共同出展の取扱い

- (1) 1小間に2社以上が共同出展する場合、1社が代表して申込み(以下、「代表出展者」と称する)、共同出展する企業名と所在地を申込み記入欄に併記してください。
- (2) 運営事務局からの連絡・資料の送付等は、代表出展者あてのみとします。また、公式ホームページや印刷物等の共同出展者情報の表示は社名のみとする場合があります。

4. 会場内の行為の制限

- (1) 出展者は本見本市の開催趣旨に合致し、申込書の出展内容に明示した内容以外の展示や配布行為は出来ません。
- (2) 出展者は自社展示スペース以外での展示・実演・宣伝を行うことは出来ません。
- (3) 近隣の小間の出展者からの苦情に対して、運営事務局が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合、該当小間の出展者はその変更の要請に応じるものとします。
- (4) 運営事務局は、出展に関わる音、臭い、操作、材料、その他の理由から問題があると判断される展示物や行為、並びに展示会の目的にそぐわない展示物の展示及び行為を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なおその際の撤去等は出展者側の責任により行うものとします。
- (5) 特定の企業、他の出展者や出展物を非難・攻撃する展示や行為、来場者の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたすおそれのある展示や行為であると主催者が判断した場合は、出展者はその展示もしくは行為を中止する必要があります。この場合、主催者は出展者に対して返金ほか一切の責任を負いません。
- (6) 出展者の試供品の配布、物品販売等に係るトラブルについては、主催者は一切の責任を負いません。

5. 補償と保険について

- (1) 出展者およびその代理人が他の小間、展示会運営設備または展示会場の設備および人身などに損害を与えた場合は、その保証は出展者の責任となります。
- (2) 会場への展示物搬入開始から撤去までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入することをおすすめいたします。

6. 出展物の搬入・搬出と撤去

- (1) 展示物などの会場への搬入期間および会場での設営工事などの詳細は出

展者説明会でご案内します。

- (2) 会期中は主催者の承認なしに展示物を搬入・搬出・撤去および移動することは出来ません。
- (3) 展示品や小間内の保守および清掃は、出展者の責任で行ってください。決められた撤去期日までに撤去されない展示品および物品は、出展者の費用および危険負担で主催者が撤去します。

7. 主催者の管理と免責

- (1) 主催者は、出展物の管理及び保全について事故防止に細心の注意を払うものとします。
- (2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害(盗難、紛失、火災、損傷)について、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 運営事務局は、会場における保全・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、出展小間内に立ち入り、点検し、適宜の措置をとることができます。
- (4) 主催者は、本見本市媒体資料・データ等の偶発的な誤字・脱字によって生じた損害に対して一切の責任を負わないものとします。
- (5) 主催者は、搬入などの準備から撤去までの全期間を通じて警備会社と契約して会場の管理にあたりますが、展示品の損害、滅失、盗難などに関する責任は負いません。
- (6) 出展者およびその代理人が他の小間および設営、または展示会場の設備や人身などに損害を与えた場合、主催者はその責任を負いません。

8. 開催の中止・中斷

- (1) 天災地変、疫病(感染症の広範囲にわたる流行及び本展示会の会場周辺での地域的な流行を含む)、社会インフラ(電力、通信、交通機関を含む)の重大な障害、テロ、公権力の行使その他不可抗力により本展示会開催が困難と主催者が判断した場合、主催者は、本展示会の延期又は中止(取りやめ、開催期間中の一時的な中止を含む。本条において以下同じ)を決定できるものとします。
- (2) 主催者は、前項に基づき本展示会の開催を延期又は中止した場合、それに伴って出展者に生じた損害について何ら賠償する責任を負わないものとします。但し、本展示会を事前に中止した場合は、出展料の全額を出展者に返金します。
- (3) 主催者が第1項に基づき本展示会の開催を延期する場合、出展者の支払った出展料金は、当該延期された展示会への出展料金に充当するものとします。但し、本展示会が大幅に延期されることにより、出展者の営業活動上、本展示会へ出展する意義に重大な影響があることを出展者が主催者に通知し、主催者がそれを認めた場合、出展者は、出展契約を解除することができるものとします。その場合、主催者は、本条第2項に準じて出展料金の返却を行うものとします。
- (4) 主催者は、本展示会が中止又は延期された場合であっても、出展者に対し、本条第2項及び第3項に定められた返金を行う以外、何ら債務を負担しないものとします。

9. 契約の解除

- 主催者は出展申込者が次のいずれかに該当するときは、事前の催告なく本出展契約を解除することができるものとします。
- ・ 出展料の全部または一部を支払わない場合。
 - ・ 手形、小切手の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けたとき。
 - ・ 仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、その他これに類する申立てがあった場合。
 - ・ 暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会勢力を利用していることが判明したとき

10. 出展要項と展示規則の承認

すべての出展者あるいは代理人は本出展要項および主催者が制定する各種規則を承認したものとします。

町工場見本市運営事務局

URL: <https://machikouba.jp>

〒100-8079 東京都千代田区大手町1-7-2 産経新聞社 事業本部内

Tel: 03-3273-6180 Fax: 03-3241-4999

E-mail: machikouba@sankei.co.jp